

# 協議会の経緯について

---

## 経緯

平成27年関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、令和2年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

## 目的（水防災意識社会の再構築）

- ◆ 河川管理者のみならず、市町村、住民、企業等が水害のリスクを共有し、主体的に行動できるよう意識を変革すること。
- ◆ 施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること。



**水防災意識社会再構築協議会<sup>※</sup>（小丸川）を平成28年6月に設立。**  
**（小丸川県管理区間は平成29年6月）**

小丸川水系水防災意識社会再構築協議会として、現在まで取り組みを進めている。

# 2. 流域治水プロジェクト



●気候変動による水害リスクの増大に備えるため、従来の河川・下水道管理者による治水に加え、**あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要である。**

### 小丸川水系流域治水プロジェクト【最終とりまとめ】

～度重なる台風被害が発生した小丸川における防災・減災対策～

○小丸川は、主要洪水の約9割が台風性であり、急流部を一気に流下した洪水がひとたび氾濫すると被害が甚大となる洪水特性を踏まえて、排水機場整備や河道掘削などの事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、平成16年8月洪水と同規模の洪水を安全に流し、それを上回る戦後最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水を回避するとともに、あらゆる関係者の協働により流域における浸水被害の軽減を図る。

**【位置図】**

**■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- 河道掘削、堤防整備、橋梁架設、堤改築等
- 砂防関係施設の整備
- 内水氾濫対策
- 洪水貯留機能の拡大
- 流域の雨水貯留機能の向上
- 被災者への支援
- 避難体制等の強化
- 治水対策における多自然川づくり
- 自然環境が有する多様な機能活用の取組み

**■避難をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- 河川整備等の実施
- 避難経路の確保
- 避難所等の整備
- 避難誘導の強化
- 避難物資の確保
- 避難訓練の実施
- 避難経路の確保
- 避難所等の整備
- 避難誘導の強化
- 避難物資の確保
- 避難訓練の実施

### 小丸川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～度重なる台風被害が発生した小丸川における防災・減災対策～

●小丸川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。  
【短期】河道掘削による流下能力向上、下流部においては総合内水対策（排水機場整備・災害危険区域指定）を実施するとともに、県管理区間において避難体制の強化を図るための危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を行う。  
【中・長期】堤防整備及び水害対策等を実施し治水安全度の向上を図るとともに、家屋の耐水化、嵩上げ等による住まいの工夫促進や内水被害軽減対策等の流域における対策、防災学習の推進・自主防災組織の結成と積極的活動等のソフト対策を実施し、流域内の被害軽減を目指す。

| 区分                  | 対策内容                | 実施主体            | 工程        |    |     |
|---------------------|---------------------|-----------------|-----------|----|-----|
|                     |                     |                 | 短期        | 中期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 河道掘削、堤防整備、橋梁架設、堤改築等 | 国土省、宮崎県、高鍋町、川南町 | 河川掘削・堤防整備 | ■  | ■   |
|                     | 砂防関係施設の整備           | 宮崎県             | ■         | ■  | ■   |
|                     | 内水氾濫対策              | 国土省、高鍋町、川南町     | ■         | ■  | ■   |
| 被災者への支援             | 被災者への支援             | 国土省、宮崎県、高鍋町、川南町 | ■         | ■  | ■   |
|                     | 避難体制等の強化            | 国土省、宮崎県、高鍋町、川南町 | ■         | ■  | ■   |
| 治水対策における多自然川づくり     | 治水対策における多自然川づくり     | 国土省、宮崎県         | ■         | ■  | ■   |
|                     | 自然環境が有する多様な機能活用の取組み | 国土省、宮崎県         | ■         | ■  | ■   |

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

更なる対策を踏まえた

■河川対策 (約32億円)  
■砂防対策 (約2億円)

小丸川においても、流域治水協議会の設立及びプロジェクトの公表を行い、あらゆる関係者が協働して取り組みを進めている。

# 3. 取組の進め方



日本の  
ひなた  
宮崎県



国土交通省  
九州地方整備局  
Kyushu Regional Development Bureau

○ 水防災意識社会再構築の緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、**水防災意識社会再構築協議会(大規模氾濫減災協議会)**において「**地域の取組方針**」を作成するとともに、これを各河川で進められている「**流域治水プロジェクト**」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、**防災・減災の取組を継続的に推進していく。**

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会再構築協議会(大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会)

緊急行動計画 H28~R2 (5年間)

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

水防災意識社会再構築協議会における**地域の取組方針**を流域治水プロジェクトの**ソフト施策**(被害をできるだけ防ぐ、減らすための対策)として位置付ける。

流域治水 (流域治水協議会 国管理河川118協議会)

R3以降

流域治水プロジェクト (R3~)

**被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- ・河道掘削、堤防・護岸整備、遊水地の整備、岩瀬ダム再生事業
- ・砂防関係施設の整備
- ・内水氾濫対策
- ・流域の雨水貯留機能の向上
- ・森林の整備・保全、治山施設の整備
- ・利水ダム等14ダムにおける事前放流等の実施 等

**被害対象を減少させるための対策**

- ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)

**被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**

- ・水害リスク空白域解消のため、浸水想定区域の作成検討
- ・マイ・タイムライン住民が利用しやすいハザードマップの作成促進
- ・防災学習の推進・自主防災組織の結成と積極的活動
- ・要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進
- ・避難場所等環境整備支援 等